

なりすまし投稿による 誹謗中傷等への対策

「なりすまし」とは、他人の名前や顔写真を使ったSNSのアカウントを作成し、あたかも本人であると誤認させる行為のことをいいます。トラブルの実例としては、クラスメイトの名前や顔写真を勝手に使ったSNSのアカウントを作成し、そこで他のクラスメイトの悪口や不適切な投稿を行うというものがあります。



「なりすまし」への対応

ポイント① 犯人探しをしない

「なりすまし」への対応でもっともしてはいけないことは、インターネット上で犯人探しをすることです。この行為により関係のない子が巻き込まれたりするなどの二次被害に繋がることがありますので、犯人探しはせずに、まず保護者に報告するように指導しましょう。

SNSは
やってないのに



ポイント② 削除依頼をする

《Twitter（ツイッター）の場合》

子どもたちの利用も多いSNSのひとつであるTwitter（ツイッター）は、規約の中で明確に「なりすまし」を禁止しています。

■「なりすまし」に関するポリシー：<https://support.twitter.com/articles/253551#>

もし、Twitterで「なりすまし」の被害があった場合は、上記のポリシーに基づき、「なりすまし」を報告することでアカウント削除等の対応を検討してもらうことができます。

《Twitter以外の場合》

まずはそのサイトの規約を確認し、「なりすまし」が規約違反に該当していれば、そのサイトが定める報告方法に沿って削除依頼を行うこととなります。規約違反に該当しない場合は問い合わせ窓口などから運営者に状況を伝え、なんらかの対応が可能か質問してみましょう。

御家庭での対応

もし、「なりすまし」の被害に遭った場合、削除依頼は子どもだけで行うには難しいケースがあることなどから、子どもたちだけで解決しようとするのではなく、保護者に相談するよう伝えましょう。保護者で対応が難しいときは学校や関係機関へ相談するか、当ヘルプサイトの相談窓口にご連絡ください。また、子どもたちの中には自分だとバレないだろうと「なりすまし」をしてしまう子がいるかもしれませんが、アクセス記録から誰が「なりすまし」をしたかを特定することができ、「なりすまし」投稿による誹謗中傷は名誉毀損に問われることもあります。ちょっとした悪ふざけでも大きな代償を払うことになりかねませんので、「なりすまし」は絶対にやってはいけない行為だということを子どもたちに繰り返し伝える必要があります。